

わがまち和歌山 安全NEWS

VOL.325
2023.5月号

自転車事故に注意!

児童・生徒の自転車乗用中の死者・重傷者数は6月にかけて増加傾向にあります。※4月から通学で自転車を使い始め、慣れた時期に運転がおろそかになっていませんか? 交通ルールを守り、安全に自転車を利用しましょう!

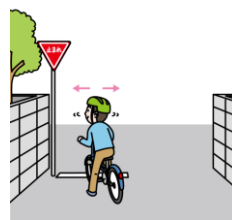
自転車安全利用五則

①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は軽車両です。
車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則で、道路の左側に寄って通行しましょう。歩道を通行できる場合は、車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しましょう。



②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



③夜間はライトを点灯

夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。



④飲酒運転は禁止

【罰則】
5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金



⑤ヘルメットを着用

乗車用ヘルメットを着用することは**努力義務**です。
(令和5年4月1日施行)



※【警察庁 児童・生徒の自転車乗用中の死者・重傷者数の推移(平成30年～令和4年合計) 参照】

犯罪が起こりやすい場所を確認しましょう!

5月に入り、新1年生も通学に慣れてくる時期です。しかし、よく知っている道だから大丈夫といった油断は禁物です。犯罪が発生しやすい場所に気を付けましょう!

犯罪が発生しやすい場所

誰もが「**入りやすい場所**」

犯人が簡単に怪しまれずに標的に近づき、犯行後すぐに逃げやすい



誰からも「**見えにくい場所**」

犯行が目撃されにくく、警察に通報されにくい

(例) 空き家、シャッターが開いたガレージ、塀に囲まれた道路
雑草が伸び放題になっている空き地、落書きが多い建物 など

子どもたち、おうちの方、地域の方など地域全体で防犯意識を高めることが大切です!

